

- 1)添付の寄附申込書に、必要事項の記入をお願いいたします。
なお、下記HPからExcel/PDFファイルをダウンロードして記載も可能です。
公益財団法人 一橋大学後援会ホームページ ご寄附手続き
<http://hit-u-koenkai.or.jp/>
- 2)寄附申込書の送付
記載した申込書を送付先にお送りください。
【送付先】 電子メールの場合 : kifu-moshikomi@hit-u-koenkai.or.jp
郵送の場合 : 〒186-8601 東京都国立市中2-1
国立大学法人一橋大学内
公益財団法人一橋大学後援会
FAXの場合 : 042-580-8071
- 3)寄附申込書にて選択した指定口座に寄附金をお振り込みください。
- 4)後援会にて入金確認後、領収書・認定書・税額控除に係る証明書を送付いたします。

税制上の優遇措置

1.寄附金に対する所得税、住民税及び法人税の優遇措置

一橋大学後援会は、公益財団法人の認定を受けており、個人または法人からの寄附金について、所得税、住民税及び法人税の優遇措置として課税対象から除かれることが認められています。

(1)個人の寄附金

①所得税

ご寄附された方は、確定申告の際、所得控除または税額控除のいずれかを選択して、税の優遇措置が受けられます。

例：年間所得が 500 万円の場合

寄附金額	所得控除	税額控除
1万円	約800円	3,200円
5万円	約4,900円	19,200円
10万円	約10,000円	39,200円

所得控除の減税額の計算式

(収入額－所得控除額)×税率＝税額
所得控除額に(寄附金額2,000円)を加算

税額控除減税額の計算式

税額－税額控除額
税控除額は(寄附金額－2,000円)×40%

②住民税(東京都民に限定)

東京都民の場合(都民税分)

(寄附金額(総所得金額等の30%が上限)－2,000円)×4%

国立市民の場合(都民税分+区市町村民税分)

(寄附金額(総所得金額等の30%が上限)－2,000円)×10%

(2)法人の寄附金

損金に算入できます。

(3)相続等財産(寄附財産)の相続税法上の非課税扱い

相続税法上の非課税が適用されます。また、遺贈基金制度も設けております。

— 世代を繋ぐ育児支援 —

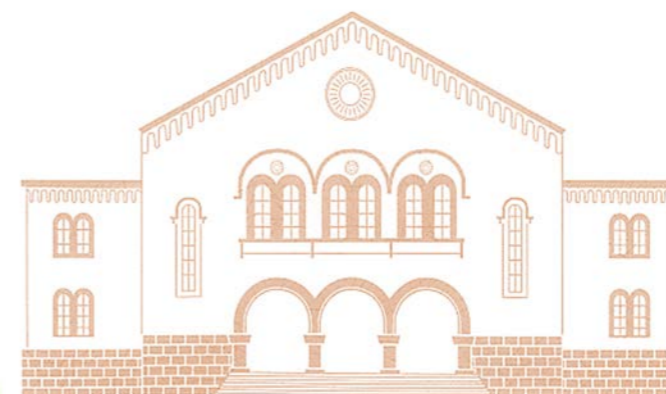
育児支援基金 寄附のお願い

一橋大学は、「一橋大学男女共同参画ポリシー」に則り、学生・教職員等の学修・教育研究・就業とライフイベントの両立支援を推進しています。

その中で、要望の多い育児支援をより充実させるため、平成28年度一橋大学後援会指定事業に、「育児支援基金」を創設しました。

この基金を活用し、本学に在籍する小学生以下の子どもを養育する学生等を対象に、平成28年度から開始した「学生対象一時保育等利用料補助」制度は、待機児童を抱えた学生にとって、学修と育児の両立に大変有効な支援となっています。

本学の優秀な人材が両立という困難な状況を乗り越え、社会的使命を担う逸材として学修・研究・就業ができるよう、皆様からのご寄附をお願いいたします。



♥ 寄附の申込みについて

一橋大学後援会事務局

Tel : 042-580-8071 Email : jigyobu@hit-u-koenkai.or.jp
URL : <http://www.hit-u-koenkai.or.jp/index.html>



♥ 事業に関するお問い合わせ

一橋大学男女共同参画推進室

Tel : 042-580-8730・8726 Email : gen-fr.g@dm.hit-u.ac.jp
URL : <http://www.sankaku.ad.hit-u.ac.jp/>

